

平成23年度第1回流山市行政区域制度審議会会議録

- 1 日 時 平成23年5月23日（月）午後2時00分開議
- 2 場 所 流山市役所 第1委員会室
- 3 出席委員 中村委員、吉田委員、秋元委員、小泉委員、長岡委員、松島委員、佐南委員、藪内委員、伊藤委員、片岡委員、古瀬委員、庄司委員、深澤委員、出口委員、大澤委員、今野委員、松田委員、宮武委員
- 4 出 席 市長 井崎 義治、総務部長 遠藤 幹夫、総務部次長 加茂 満
事務局職員 総務課 課長補佐 山崎 英彦、主査 石川 和男
関係課職員 都市整備部次長 吉田 光宏
まちづくり推進課 係長 石野 升吾、主査 青山 和雄
コミュニティ課 課長 兼子 潤一、課長補佐 高橋 とし子
係長 須郷 和彦
- 5 議 題 (1) 会長及び職務代理者の選出について
(2) 審議会の議事及び運営に関する事項について
(3) 字の区域及び名称の変更について（諮問）
- 6 会議時間 開会 午後 2時00分
閉会 午後 4時00分
- 7 傍 聴 人 3人

《委員委嘱式》

市長から出席委員に委嘱状を伝達した。

(井崎市長)

《あいさつ》

(事務局一山崎補佐)

市長は公務のため、本日はこれで退席させていただきますのでご了承ください。

《市長退席》

(事務局一加茂総務部次長)

審議会事務局となります総務課長の加茂でございます。審議会の開催につきましては、3月11日に発生いたしました東日本巨大地震によりまして、3月14日の開催を急ぎ取りやめました。

また、4月には第17回統一地方選挙が実施され、この時期の開催となりましたことをご報告申し上げます。

本日は、初めての会議でございますので、私から委員の皆様の紹介をさせていただきます。

《委員紹介》

次に、関係課職員、事務局職員の紹介をさせていただきます。

《関係課及び事務局職員紹介》

続きまして、行政区域制度審議会の位置付けなどにつきましてご報告申し上げます。資料1といたしまして「流山市附属機関に関する条例」を用意させていただきました。この条例に基づき進めてまいりますので、後ほどご確認ください。まず、行政区域制度審議会の位置付けについて申し上げます。本行政区域制度審議会は、地方自治法に基づきまして流山市附属機関に関する条例により設置される機関でございます。「新市街地地区の字の区域及び名称の変更について」審議を行い、市長に答申することを役割としております。

なお、答申を求めるにあたりまして、審議会へ諮問する事項に関しましては、議題(3)でご説明申し上げます。

次に、本日の会議の成立について申し上げます。附属機関の会議は、条例第5条の規定により、委員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとされております。本日の会議は、委員19名中18名の出席、1名の欠席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

報告事項は、以上でございます。続きまして、議題の(1)会長及び職務代理者の選出をさせていただきます。本審議会では現在会長が選出されておられませんので、附属機関に関する条例第3条の規定に基づきまして、委員の互選により会長の選出に入らせていただきます。

なお、本審議会は、附属機関に関する条例第5条の規定により、会長が会議の議長となると定められておりますが、会長が選出されるまでの間、総務部長が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局一遠藤総務部長)

《会長席へ移動後》

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、会長の選出に入らせていただきます。互選の方法といたしましては、立候補や指名推薦などの方法等が考えられる訳でございますが、どなたか立候補若しくはご推薦される方はおりませんか。

(中村委員)

会長に、松島委員さんを推薦させていただきます。

(事務局一遠藤総務部長)

ただいま、会長に松島委員の推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(各委員)

《異議なし》

(事務局一遠藤総務部長)

異議なしということです。松島委員、会長をお引き受けいただけます

か。

(松島委員)

微力ながら一生懸命努めさせていただきます。

(事務局一遠藤総務部長)

ありがとうございます。会長は松島委員に、決定いたしました。松島会長どうぞよろしくお願いいたします。

次に、職務代理者を決めていただきますが、職務代理者につきましては、会長が指定する者が職務を代理するとされておりますので松島会長にご指名をお願いします。

(松島会長)

吉田委員をお願いしたいと思います。

(事務局一遠藤総務部長)

吉田委員をお願いしたいというご指名でございます。職務代理者となります吉田委員よろしくお願いいたします。

(吉田委員)

承知しました。

(事務局一遠藤総務部長)

ありがとうございます。それでは、会長に松島委員、職務代理者に吉田委員と決定いたしましたので、ここで仮議長の任を解かせていただきます。

(事務局一加茂総務部次長)

ここからは松島会長に議事の進行をお願いいたします。

(事務局一加茂総務部次長)

松島会長は会長席へお願いします。

なお、ここで傍聴の方にお入りいただきますので、宜しく申し上げます。

《傍聴人入室》

(松島会長)

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

委員の皆様には、公私にわたりお忙しい中ご出席を頂き大変ご苦労さまでございます。ただいま、皆様から本審議会の会長に選出されまして、

大変光栄に存じております。私には、誠に責任重大ではあり、また不慣れな点もありますので、委員の皆様のご協力をいただきまして、この責務を果たしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。本審議会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

傍聴券に記載しました注意事項に関しまして、ご理解をいただき、ご協力を賜りたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議題の（２）「審議会の議事及び運営に関する事項について」事務局からの説明を求めます。

（事務局一加茂総務部次長）

議題２については、本日の会議で決めて頂くことが３点ございます。一つ目として、審議会の公開又は非公開について、二つ目として、審議会を公開とした場合の会議録の作成方法について、三つ目として、審議会委員の代理出席についてでございます。

まず、一つ目の審議会の公開につきましては、本市では、審議会等の会議を公開する場合等の指針が定められております。

資料２といたしまして、この指針を用意いたしましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

本指針では、審議会の公開又は非公開の決定、会議録又は議事要旨の公開方法などについて定められておりまして、原則としては公開となっておりますが、初回の会議におきまして「公開で進めるのか」、「非公開で進めるのか」いずれかの決定をする必要がございます。

なお、非公開とする場合は、その理由を明らかにするよう求められているところでございます。

次に、二つ目の会議録の作成方法についてですが、公開で進めるとした場合には、会議録又は議事要旨を会議終了後、原則１か月以内に作成することとなっております。公表の際は、発言者名を明らかにすること、とされておりますので、会議録などの作成形式、決裁方法を定める必要がございます。

事務局といたしましては、先ず、会議録を発言の趣旨をまとめた議事要旨という形で作成したいと考えております。また、作成した会議録の確認方法といたしましては、会長及び職務代理者の方に内容を確認して

いただき決裁を受けるという方法ではどうかと考えております。次に、三つ目の審議会委員の代理出席についてでございます。委員の委嘱につきましても、個人への委嘱となっており報酬の関係もでございますので、代理の方の出席は認められないところです。

しかし、議案について、欠席される委員の方のご意見を伺う必要があるかどうかと思っておりますので、欠席される場合は、事前に書面でご意見をご提出いただくということにしてはいかがかと考えております。

また、会議の状況を報告するために代理の方を参加させたいというご要望もあるかと思っておりますので、このような場合には、委員としては欠席として取り扱い、代理の方にはご意見を控えていただくというルールを設けてはいかがかと考えております。

事務局からは以上でございます。ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。

(松島会長)

ただいま事務局から説明がありました。審議会の議事及び運営に関して三点ほど決めていただきたいということです。

一つ目として、「審議会の公開又は非公開について」二つ目として、「審議会を公開とした場合の会議録の作成方法について」三つ目として、「審議会委員の代理出席について」ということでもありますので、それぞれ分けて審議してまいります。

まず「審議会を公開とするのか、非公開とするのか」ということについて皆様のご意見を伺いますので、委員の皆様いかがでしょうか。

(小泉委員)

公開で構わないと思います。

(松島会長)

他に意見はありますか。

《他の意見なし》

(松島会長)

それでは、非公開で行う理由は特にないと思っておりますので、ご意見があったとおりに公開で行っていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

《異議なし》

(松島会長)

それでは、当審議會は公開で行うことに決定いたしました。

次に「会議録の作成方法について」審議いたします。説明によりますと、会議終了後原則1か月以内に作成し、公表の際は、発言者名を明らかにするというごさいます。

事務局の案としましては、形式としては、発言の趣旨をまとめた議事要旨としたい。その内容の確認方法としましては、会長と職務代理者の決裁を受けることとしたいということですが、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

(長岡委員)

その方法で構わないと思います。

(深澤委員)

発言者の氏名を公表する場合、その方の確認（議事録の記載内容）が必要かと思ひます。

(事務局一加茂総務部次長)

事務局としましては、会議終了後1か月以内に公表する必要がありますので、会議要旨をまとめた上で、会長及び職務代理者の決裁でよろしいかと思ひておりました。発言者全員に同意を頂くことになりますと、発言者の方全員に郵送等で会議録を送付しまして、確認をしていただき、返送していただき、それから調整をして訂正等をしたものを再度、見ていただくということになりますので、時間的にどうかと思ひまして、会長及び職務代理者の権限で確認をしていただきたいと考へておりました。

(藪内委員)

時間と効率という点は、非常によく理解できました。万が一、発言者の趣旨と異なっていることが生じたときは、訂正ができる方法を考へた方がいいのではないのでしょうか。

(事務局一加茂総務部次長)

多くの会議は、いま事務局で説明したような内容で議事録を作成させていただきます。基本的には第2回目からの会議においても記録

としてテープを録らせていただきたいと考えております。したがって、テープ起こしをしてその中から議事要旨として発言の一字一句を掲載するのではなく、要旨をまとめたと思いますので、基本的には問題が生じないと考えております。また、発言された内容に誤り等がある場合は、事前に連絡をいただければ、訂正をさせていただきたいと思いません。

(深澤委員)

こだわって申し訳ありませんが、テープ起こしをされて発言そのものでないとすると、どなたかの解釈が入ると思います。そうしますと、解釈には、言葉が足りない部分もあると思います。普通の議事録ですと発言そのものを、そのまま書くか、事前確認をした上で、公表すると思いますので、発言者に確認しないというのは気になると思います。

(事務局一加茂総務部次長)

そうしましたら、会長と職務代理者に決裁を仰ぐこととしまして、発言をされた委員の皆さんには、FAXや郵送等で確認をさせていただきたいと思いません。

(松島会長)

事前に発言者に了解を得るといふ、事務局の案でよろしいでしょうか。

《異議なし》

(松島会長)

会議録の作成方法は、その方法で進めさせていただきます。

次に「審議会委員の代理出席について」でございますが、まず、欠席される委員の方にも意見を述べる機会を設けるという趣旨だと思いますが、欠席する場合には、事前に書面でご意見を提出していただくことにはいかがでしょうかということでもあります。

また、代理の方を参加させたいという場合は、委員個人に委嘱されておりますので、委員の出席とはなりません、代理の参加を認めましょうと。ただし、代理の方の意見は認められませんというルールを設けてはいかがでしょうかということでもあります。

このことについて、もう一度事務局に説明願います。

(事務局一加茂総務部次長)

審議会の委員は個人に委嘱をしています。ですから、例えば自治会の代理の方が出席された場合は、権限がございませんので欠席扱いとなることを、ご理解いただきたいと思えます。ただし、自治会に戻った場合に審議会でどのような事が話し合われたか等、戻ってから報告したいということもあろうかと思えますので、代理の方であっても、この場に参加することは、認めたらいかがかと思えます。ただし、審議会で決を採る際は、欠席扱いとさせていただきたいと考えております。

(松島会長)

この事務局の案について、委員の皆様いかがでしょうか。

(藪内委員)

意見は、言えるのでしょうか。

(事務局一加茂総務部次長)

委員は個人の委嘱ですので、委員としての意見は、事前に審議会開催通知と併せて議題となる資料を送らせていただきますので、前もって地元で意見を集約していただき事務局に連絡をいただければ、事務局が回答させていただきます。会議の中での委員としての意見は控えていただきたいと考えております。

(松島会長)

要するに傍聴人ということですね。

他に意見はありますか。

《各委員から次の事項について質問がありました》

《質問》

決議事項には参加できないとういことですが、議事の中に決議事項がある場合は、事前に委員に連絡があるのかどうか。

《事務局》

決議事項がある場合は、議事に入りますので、事前に通知いたします。突然に決議事項が設けられることはありません。

《質問》

決議事項が案内されて、欠席をしなければならない場合には、事前に書面で賛成、反対を表明すること（決議に参加すること）は、できるのかどうか。

《事務局》

決を採る場合は、出席委員の決を採りますので欠席される場合は、参加できないこととなります。

《質問》

（欠席される委員が）意見を出しても、それを審議するのは、本人以外（出席委員）の方ということになるのか。

《事務局》

欠席された場合はそうなります。

《質問》

それは、一般的な会議のルールなのかどうか。

《事務局》

通常の会議は代理出席というのには、認めないことになっております。したがって、欠席される場合は意見を言えないこととなりますが、この会議は地元に戻って報告等をすることもあると思いますので、極力会議に参加できるような方法を考えまして、このような方法を提案させていただきました。

《質問》

傍聴人とは違うのか。

《事務局》

権限に関しましては、傍聴と同じです。ただし、地元から事前に頂いた意見を持ち寄っていただけることとなります。

《質問》

この場に出た意見に対して、話をすることはできないのか。

《事務局》

委員以外の人になりますので、できません。

《質問》

代理人がいなくても、委員の意見は言えるのか。

《事務局》

それは構いません。代理人がおられない場合は、事務局で発表させていただきます。

（事務局一加茂総務部次長）

本日の審議会を含めまして、この審議会を4回程度でまとめていただ

ければと、事務局としては、考えております。皆様の都合がつくように出来る限り早く次回の審議会の日を決定して、ご報告したいと思っておりますので、できるだけ出席していただきたいと思っております。

(松島会長)

よろしいでしょうか。事務局の説明でご理解いただけたでしょうか。

《異議なし》

(松島会長)

次に、議題(3)は「字の区域及び名称の変更について諮問」ということですので、事務局お願いします。

(事務局一加茂総務部次長)

議題3、字の区域及び名称の変更について(諮問)でございますが、まず、総務部長から審議会会長に諮問書をお渡しする形で諮問させていただきます。

《諮問書の交付 総務部長から会長に諮問書を渡す》

《委員に諮問書の写しを配付》

(事務局一加茂総務部次長)

それでは、まず手続きにつきまして申し上げます。字の区域及び名称の変更につきましては、お手元の資料3にお示ししましたとおり、地方自治法第260条に基づき手続きを進めてまいります。

最終的には市長が市議会の議決を経て定めますが、本市では、定めるにあたって行政区域制度審議会に諮問し、答申をいただくという形でご意見を求めています。ただいま、総務部長から諮問書という形で当審議会に意見が求められましたので、当審議会から、字の区域及び名称の変更案を市長に答申することとなります。答申の時期につきましては本年11月をめどに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問の内容につきまして、ご説明申し上げます。諮問書をご覧ください。

つくばエクスプレス沿線整備事業におけます新市街地地区の字の区域及び名称の変更につきまして、当審議会に意見を求めるものでございま

して、意見を求める事項といたしましては「字の区域及び名称について、別紙 1 の方針に基づき素案を作成したので、意見を求めます」というものであります。素案は、別紙 2 でございます。

次に、当審議会に答申として提出を求められている事項でございますが、「字の区域及び名称の変更案」でございます。新市街地地区について、当審議会として、こういった区域で、こういった名称が望ましいというものを案としてまとめていただきます。

別紙 1 の方針につきましては、一読させていただきますので、別紙 2 の素案をご覧いただきながら、区域、名称についてご確認ください。

《諮問書別紙 1 を一読する》

以上が諮問の内容でございます。

続きまして、資料 4 につきましてご説明申し上げます。

昨年 11 月 7 日に開催されました説明会、要望書という形で自治会、管理組合の皆様から寄せられた素案に対するご意見でございます。貴重なご意見でございますので、委員の皆様こういった意見があるということによって共有していただくために用意させていただきました。

《資料 4 により説明する》

説明は以上でございますが、これらにつきまして、本日、質疑やご意見を伺いまして、それらを反映したものを 2 案になるか 3 案になるかは、わかりませんが、次回お示しさせていただいて、答申に向けての審議を進めていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(松島会長)

諮問についての説明が終了しました。

説明会でのご意見、要望書という形で寄せられたご意見、そして本日の質疑、ご意見を反映した案を次回は示したいということでもありますので、皆様の忌憚ないご意見をお願いいたします。

(小泉委員)

西初石 6 丁目自治会は、先の説明会の終了後に要望書を提出しており

ます。当自治会としては、要望を取り入れていただいた区割りとしていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(松島会長)

事務局は十分な検討をよろしく申し上げます。

それでは、他にご意見ありますでしょうか。

(伊藤委員)

市野谷自治会も要望書のとおりお願いしたいと思えます。私どもの自治会は、新市街地地区と運動公園周辺地区に渡っておりますので、その辺のところがどのようになるのか、示していただかないと意見をまとめることができないと思っております。

(事務局一加茂総務部次長)

運動公園周辺地区に市野谷がございまして、運動公園周辺地区の換地処分は、平成35年になっております。事務局としては、そちらを市野谷として残してはどうかと考えておりました。新市街地地区の中に市野谷を残すとした場合に丁目の振り方も難しいと思われれます。例えば、新市街地地区に1箇所、市野谷を残して、運動公園周辺地区が区画されたときに市野谷1丁目、2丁目と振ってきたときに、ひとつだけ新市街地地区に丁目がない市野谷ができてしまうなど、いろいろな問題がありまして、どんな形が望ましいのか要望を反映させるために悩んでいるところであります。

今のところ、お示しできる案が決まっておりません。どういう形で残していくか検討させていただき、次の審議会で出させていただきます、議論していただきたいと思えます。

(松島会長)

それでは、次回よろしく申し上げます。

他に意見はありますでしょうか。

(松田委員)

県立市野谷の森公園という名称がありますが、この名称は決定でしょうか。市野谷の町名と関わりがあるようですが、「流山おおたかの森」は、どこですかと尋ねられることが多いので。

(関係課職員一吉田都市整備部次長)

この施設は、県立の公園でして都市計画決定がこの名称でされていません。

(松田委員)

そうしますと、素案では市野谷の森があって、町名がなくなりますが関連付けなくてよいのでしょうか。

(事務局一加茂総務部次長)

新市街地地区は、非常に大きなエリアとなっておりまして、市野谷の森公園は運動公園周辺地区とつながっていますので、運動公園周辺地区からみますと市野谷寄りとなっています。

(松田委員)

一般的には、駅が「おおたかの森」なので、多くの方は公園も「おおたかの森」と認識するのではないのでしょうか。

(小泉委員)

いまの件ですが、以前は、電車を降りた方が「おおたかの森に行きたいのだけどどこでしょう」ということを尋ねられました。いまでこそ少なくなりましたが、当時はそのように尋ねられる方が多くおられました。ですので、名称は統一した方がいいのかもしれないですね。

(松島会長)

検討(事務局に対して)をお願いします。

(藪内委員)

東映団地自治会の中で全ての人(多くの人)に意見を求めたわけではありませんが、今のところ当自治会では、賛成の方と反対の方がそれぞれいらっしゃいます。新しい名称の方がいいと言う方と歴史のある名称を残すべきだという方がいらっしゃいます。必要があればアンケートを採りたいと思いますけども、あまり根拠がありませんが、賛成、反対は同様の比率でいらっしゃると思います。

この審議とは関係ないかもしれませんが、緑が少なくなっているのが非常に残念に思います。以前は、流山市は公園が多いところだと思っていました。今回の新市街地の整備の中では、公園は以前のように配慮されていないような印象を受けます。

市野谷の森公園に道路を通すような図になっていますが、どうにかオオタカが生息できる微妙な面積が残っているところに公園を貫く道路が計画されているのでしょうか。

(関係課職員一吉田都市整備部次長)

ただいまの道路の件でございますが、もともと都市計画道路が区画整

理をする前に幅員40mで計画されておりました。しかしながら、この周辺の区画整理外を見たところ、40mの幅の道路が必要かどうか、議論がありまして、現在は廃止となっています。

(藪内委員)

この道路の図面の変更は、まだされてないということでしょうか。

(関係課職員—石野まちづくり推進課係長)

なぜこのような図になっているかと言いますと、区画整理の土地利用計画というのが、都市計画の変更を受けてから変更されるものですから、今後、事業計画の変更を受けて変更されることになります。

(藪内委員)

本来のテーマと離れてしまいましたが、おおたかの森というよりも、マンションの森になっていると思います。市の財政としては、その方向がいいのかもしれませんが、前から住んでいる者にとっては少し残念な気がします。

(松島会長)

いまの藪内委員の意見は大変貴重だと思います。字名の変更もそうですが、それぞれのところに公園の位置づけを考えて検討いただきたいと思います。

(長岡委員)

素案ですと駒木自治会が分断されることになっています。そうなりますと、自治会館が中央にあることから、いろいろと問題となっています。自治会館がちょうど建て替えの時期を向かえていることもあり、今まで積み立てをしていましたが、字区域の話があったことから凍結することとなりました。一番良いのは、真ん中の高田線で区切っていただくと自治会が分断することがなく簡単だったのですが。また、字名については成願寺のこともありますので、意見を集約する必要があります。これについては、これからの問題と捉えています。

そこで事務局にお聞きしたいのは、自治会に対する説明については実際に行ったところはあるのでしょうか。

(事務局—加茂総務部次長)

当初素案につきまして、説明会の要望を受けまして東映団地自治会には説明させていただきました。あと、自治会ではありませんが地名を考える団体の方から要望があり説明をさせていただきました。

(長岡委員)

説明会をする場合は、自治会が主催で行なうのか、それとも事務局(市)主催で案内状等を作成していただいで、全ての住民を対象にするのか、あるいは、変更する地域の住民に説明会をするのか、どのような趣旨でやっていただけるのでしょうか。なるべく自治会が主催ではなく、事務局(市)が主催で該当する地域の住民を対象に説明会を行なっていただきたいというのが自治会の意見です。

(事務局一加茂総務部次長)

当初この素案をお示しさせていただいたときに、該当される自治会を対象に説明会をさせていただきました。新市街地地区は、範囲が広いものですから、会場1箇所ですと役員さん程度の人数しか集まらないということもありまして、その説明会において各自治会で集めていただければ、お伺いさせていただきますというお話をさせていただいております。

今後についても一同に会して全体を対象にして説明会をするということは、規模の問題からも難しいと考えております。審議会を立ち上げましたので審議会の中で審議いただいた内容は、その都度、ホームページや広報等で公表させていただきたいと思っておりますので、資料を地元の方へ回覧していただくなどの方法で、ご理解いただきたいと思っております。審議の経過を逐一説明していくということは難しいと思っております。

(長岡委員)

広報には今日の審議会の趣旨が掲載されておりました。見ている人は分かると思いますが、大半の人は見ていないと思っております。当自治会の該当する世帯は100世帯以下だと思っております。その人だけでも自治会に集めて、市の方に来ていただいで説明していただきたいと思っております。自治会が説明すると自治会が主体で進めていると受け止められてしまいます。反対する人に対して説得しなければならないということもあり、それはこれからの問題ですが、市として今後このように進めて行くという事を説明していただきたい。

(事務局一加茂総務部次長)

自治会単位でのご要望であればお伺いさせていただきます。

(松島会長)

審議会が本日から立ち上がりましたが、各地域に係る自治会への説明会を並行して市で説明をしていただくことについて、良い面と悪い

面があるとは思いますが、皆さんの意見はどうでしょうか。

(小泉委員)

当自治会では、反対される方は少ないと思いますが、市で来ていただいて説明していただくことは大事なことだと思います。是非、説明会をお願いします。

(佐南委員)

1月7日時点の資料を見ますと、十太夫と言う名前に非常に固執していますが、アンケートを採りますと、ごく少数です。賛成か反対かという大まかなアンケートをしましたが、当自治会は約180世帯で回答を得られたのは半分以下です。その半分以下の中で十太夫の名称にこだわる人は、半分強です。ですから、全体からすると少ないですが、十太夫の名称にこだわる人は根強いです。古くから住まわれる方は、どうしても十太夫の名前に固執しています。そういう背景ですので、先ほど長岡委員が言われましたように自治会で説明するよりも、市で住民対応として自治会単位で説明していただいて、その後自治会としてどのようにしたいか、という集約をしていきたいのですが。

(事務局一加茂総務部次長)

自治会単位で呼んでいただけましたら、説明をさせていただくことについては、やぶさかではありません。ただ、行政が主体で行うということになりますと、全ての自治会を平等に回らないといけませんので、ご協力をいただきたいと思います。市が各自治会を回ってそれぞれの個別の意見を全て集約しますと、この審議会で審議を同時進行しますと意見がまとめられるかという問題もあろうかと思えます。必ずしも、ひとつの案に全ての人の同意を得られるとは思えませんので、最終的にひとつの案にまとめるには、どこかで多数決を採らなければならないと考えております。いま、事務局でもいろいろな意見の電話が入ったり要望がきたりしております。素案に対して賛成の方もいらっしゃいますし、古い地名を残してもらいたいという方もいます。ですので、説明することについては、やぶさかではありませんが、意見を事務局が集めて整理して、まとめるということについては、ご勘弁いただきたいと思います。審議会の中で審議していただいて、審議会委員として判断していただきたいと思います。

(深澤委員)

字名の変更を推進していくところは、どこなのでしょう。普通に考えると市の発案ですから市だと思います。それでは、ここに集まっている審議会委員は何かというと、おのおのが抱えている自治会や管理組合をまとめる推進役としての位置づけなのか、案を審議して市に対して意見を申し上げるという立場なのか、その両方なのか、それをはっきりしておかないと、推進役がどこにもいない中で案を審議しても、もともとこういう事は、全員が合意するはずのものではないのでしょうか、そういう観点でのお考えはいかがでしょうか。

(事務局一加茂総務部次長)

この審議会の位置づけとしましては、市長の附属機関となりまして、字の区域及び名称変更につきましては、市が主体となりまして行くものでございます。ただし、地元が大きく関わることでございますので、地元意見を聞いて、それを参考に案を議案として、議会に上程するという考え方でございます。地元意見は、地元の皆さんでまとめていただいて、それを答申として市長へ提出していただいて、その答申を受けて市長が最終判断して、議案としてまとめ議会に諮っていきます。ですので、この審議会の中での事務局の役割は、あくまで側面からでございます。この中で、市としてどうしたいとかという意見は、言える立場ではないと考えております。審議会の答申については、地元の皆様で固めていただきたいと思います。

(長岡委員)

そうしますと、自分たちで総会（自治会）を開いて、皆さんの意見を集約して、事務局に届けるということですね。

(松島会長)

意見は出尽くしたようですが、個々（各自治会）の要望は特にございませんか。

(古瀬委員)

地元によく住んでらっしゃる方の前で恐縮ですが、「おおたかの森」という名称については、非常に歓迎しています。

「おおたかの森南5丁目」が横に非常に長くて分かりづらいと思います。できれば、リング道路で区切っていただく等して、「おおたかの森南1丁目」に入れていただけないでしょうか。

(松島会長)

今日の審議は、1回目ということですので、皆さんの思いを全部出していただきたいと思います。それを事務局で検討いただいて、2回目以降の会議で満足いただける回答が出せるとそれが一番いいことだと思います。今日は皆さんの思いを出していただくという日にしたいと思います。賛成、反対の意見があるのは承知しております。ですので、会長としては、荷が重いと思っています。各自治会においても賛成、反対があり、まとめ上げるのは大変なことだと思います。事務局においても大変だとは思いますが、是非、自治会へ趣旨説明をしていただくということを検討していただきたいと思います。

(事務局一加茂総務部次長)

承知しました。事前にお知らせいただければ、日程調整したいと思います。

(松島会長)

各自治会から選ばれた方が、委員として委嘱されていますので、各自治会の意見を吸い上げた形で審議会において審議していきたいと思いますので、それぞれ委員はその努力をお願いします。自治会内で聞いても全ての人が賛成というところは無いと思いますが、それでもなんとか良い形で意見を集約できればと思っていますので、どうぞよろしく願います。

その他検討いただきたいことがありましたら、ご意見願います。

(深澤委員)

事務局から自治会の区割りについては、字の区割りと別でいいと言われておりましたが、そのように分けて大丈夫なのでしょうか。

(事務局一加茂総務部次長)

自治会の区割りについては、他にありますように町名が別れていても合同で自治会を形成されたり、あるいは、ひとつの字の中にふたつの自治会が形成されていたりなど、いろいろございますので自治会の割り振りについては、町名の割り振りとは全く別に考えていただいて構いません。今回は、区画整理を大々的に行いましたので、道路や鉄道も新しく形成されましたので当然、従来の自治会割りとはずれてくると思います。ですので、自治会割りについては、この行政区域制度審議会と併せて審議するのは、なかなか難しい問題があります。新しい町を作っていくということですので、その新しい町に、前の自治会のまま移行していくこと

は、なかなか難しいと思います。自治会の割り振りや今後のあり方については、窓口となっているコミュニティ課と調整をしながら、できるだけいい自治会が形成できるように考えております。

(松島会長)

ありがとうございました。深澤委員よろしいでしょうか。

《了承》

(松島会長)

他に何かありますか。

(小泉委員)

配付されている地図ですが、小学校、中学校の位置が変更されていると思います。地図が古いのでこういうものは、新しいものにしていただけたらと思います。

(事務局一加茂総務部次長)

申し訳ありません。当初11月7日に説明させていただいた図面をそのまま使っております。間もなく今日の意見を含めました変更案を作成しますので、その中では小中学校の位置を直したもので整理いたしますので、ご理解願いたいと思います。この図面では、小中学校が別々に位置しますが、併設校を予定しておりまして場所も変わりますので、次の段階では、直したもので作成いたします。

(関係課一吉田都市整備部次長)

追加させていただきます。いま区画整理事業の中では、都市再生機構が事業計画の変更をしているところでありまして、ですので古い地図になっていたというのが実情であります。ただ、変更になるというのが分かっておりますので、ここは出し方として、いま出すとなると案という形で出させていただくとか、その辺を調整させていただきたいと思えます。

(伊藤委員)

図面はいつ頃いただけるのでしょうか。仮に説明会をして頂くとしても新しいものの方がいいかと思ひまして。

(事務局一加茂総務部次長)

今日の会議が終わりましてから意見を整理しまして、2案もしくは3

案を区割りを含めて、検討しますので少し時間をいただけたらと思います。次回の審議会を7月28日（木）に予定しています。次回の開催通知をお送りするときに、併せて案を同封する予定ではありますが、詳しい日程については、調整させていただきたいと思います。

（松島会長）

伊藤委員どうでしょうか。

《了承》

（松島会長）

できる範囲内でファイナル版に近い図面での掲示をいただきたいと思います。

他にご意見ありますか。

（松田委員）

先ほど、学校の区割りの話もできましたので、この図面がまとまった段階で、商工の関係課での見直しもあるのでしょうか。

（松島会長）

それでは、自治会、消防団の区割り、学校の区割り、商工会の区割りの検討をよろしくお願いします。

区割りについては、大事だと思いますので、他に区割りについて意見はありますか。事務局にまだ要望を伝えていない自治会については、次回までに伝えていただきたいと思います。

（藪内委員）

審議会は4回ということですので、おそらく今年中に決まることと思いますが、委員の委嘱期間が2年間になっていますが、来年はどのような活動になりますか。

（事務局一加茂総務部次長）

今年の11月に答申をいただきまして、12月頃に庁内の意思決定をしたいと思います。その後、業者に議案の図書作成を委託しまして、変更の議案を作ります。来年の9月に議案の上程ができればと思っております。したがって、来年は、議案としてまとまったときに、報告をさせていただきたいと思います。場合によっては、微調整があるかもしれませんので、そういう事の報告をさせていただきます。

(松島会長)

それでは、ひととおりご意見を頂戴したようですので、今日のところは、この辺で区切らせていただき、次の「その他」に移ります。事務局から何かございますか。

(事務局一加茂総務部次長)

それでは、次回の審議会ですが、先ほど申しあげましたように、7月28日(木)に予定したいと考えております。

次回の会議からは、諮問にございます当初素案に、皆様からいただいたご意見を考慮した変更案を事務局で用意いたしますので、その資料を参考に審議いただきたいと考えております。

なお、開催のご案内は、後日、会長名で送らせていただきます。その際、会議資料なども同封させていただきますので、欠席となる場合は、事前に事務局までご意見をお寄せください。

また、本日の会議の会議録、次回の会議日程等につきましては、1か月以内に整理した後、市のホームページや情報公開コーナーで公表してまいります。

事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

(松島会長)

長時間に渡り貴重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。皆様からのご意見は、今後、十分反映させていただきたいと思っております。

本日は、ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。